

## 令和 8 年度地下水質測定計画

### 1 趣旨

この計画は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 16 条の規定により、長野県の区域に属する地下水の水質測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものである。

### 2 実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 3 調査区分

#### (1) 概況調査

県内の全体的な地下水質の状況を把握するため、次により水質測定を実施する。

##### ア 長野県

県内を約 5 km のメッシュ（日本産業規格（以下「JIS」という。）X0410 の 3.1 に定める第 2 次地域区画を経線方向及び緯線方向に 2 等分した区域）に区分し、メッシュ毎に 1 井戸を調査する。なお、過去の調査で汚染状況が十分に把握できていると判断されているメッシュは調査対象から除くこととする。

また、汚染の可能性が高い地域及び汚染による利水影響が大きいと考えられる地域を「重点地域」とし、複数井戸若しくは複数年の調査を実施する。

##### イ 長野市

長野市内を約 2.5 km のメッシュ（JIS X0410 の 3.1 に定める第 2 次地域区画を経線方向及び緯線方向に 4 等分した区域）に区分し、人口密度を勘案し 8 ブロック作成する。

作成したブロック毎に 8 井戸選定し、7 年で 1 巡するよう毎年 1 井戸測定を実施し、市内の地下水状況を監視する。

##### ウ 松本市

###### ○概況調査 1

松本市内を約 5 km のメッシュ（JIS X0410 の 3.1 に定める第 2 次地域区画を経線方向及び緯線方向に 2 等分した区域）で区切り、そのメッシュごとに 1 井戸を選定し、ローリング方式により市内の状況を把握する。

###### ○概況調査 2

松本市内を約 2.5 km のメッシュ（JIS X0410 の 3.1 に定める第 2 次地域区画を経線方向及び緯線方向に 4 等分した区域）で区切り、そのメッシュごとに 1 井戸を選定し、ローリング方式により市内の状況を把握する。

## (2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査又は事業者からの報告等により、地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号。以下「環境基準」という。）を超える汚染が新たに判明した場合に、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するため、判明後速やかに周辺井戸の水質測定を実施する。

## (3) 継続監視調査

これまでに判明した汚染地域について継続的に監視を行うため、水質測定を実施する。

なお、調査対象地域で行っている全ての継続監視調査対象項目の測定結果が、2年間連続して環境基準を満たし、その上で、汚染範囲内で再度汚染井戸周辺地区調査を行い全ての地点が環境基準以下であることを確認した場合は、次年度から継続監視調査を終了することができる。

#### 4 調査方法

##### (1) 測定項目及び測定頻度

###### ア 概況調査

項 目		県	長野市	松本市
環境基準項目	カドミウム	○	○	○
	全シアン	○	○	○
	鉛	○	○	○
	六価クロム	○	○	○
	砒素	○	○	○
	総水銀	○	○	○
	アルキル水銀	○	○	○
	PCB	○	○	○
	ジクロロメタン	○	○	○
	四塩化炭素	○	○	○
	クロロエチレン	○	○	○
	1,2-ジクロロエタン	○	○	○
	1,1-ジクロロエチレン	○	○	○
	1,2-ジクロロエチレン	○	○	○
	1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○
	1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○
	トリクロロエチレン	○	○	○
	テトラクロロエチレン	○	○	○
	1,3-ジクロロプロペン	○	○	○
	チウラム	○	○	○
	シマジン	○	○	○
	チオベンカルブ	○	○	○
	ベンゼン	○	○	○
	セレン	○	○	○
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	○	○
	ふっ素	○	○	○
ほう素	○	○	○	
1,4-ジオキサン	○	○	○	
要監視項目	クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、イソプロチオラン、オキシ銅(有機銅)、クロロタロニル(TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロロボス(DDVP)、フェノブカルブ(BPMC)、イプロベンホス(IBP)、クロルニトロフェン(CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン		○	
	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)		○	○
測定頻度		1回/年	2回/年	1回/年

###### イ 汚染井戸周辺地区調査

###### (ア) 測定項目

汚染が判明している項目又は汚染の可能性が高い項目及びそれらの分解生成物のうち環境基準項目。

###### (イ) 測定頻度

汚染判明後速やかに実施する。

ウ 継続監視調査

(ア) 測定項目

当該地域において汚染が判明している項目。

ただし、揮発性有機化合物についてはそれらの分解生成物を考慮し、次表の項目を測定する。

項 目		県	長野市
環境基準項目	ジクロロメタン		○
	四塩化炭素		○
	クロロエチレン	○	○
	1,2-ジクロロエタン		○
	1,1-ジクロロエチレン	○	○
	1,2-ジクロロエチレン	○	○
	1,1,1-トリクロロエタン	○	○
	1,1,2-トリクロロエタン		○
	トリクロロエチレン	○	○
	テトラクロロエチレン	○	○
	1,3-ジクロロプロペン		○
	ベンゼン		○
	1,4-ジオキサン		○
	要監視項目	クロロホルム	
1,2-ジクロロプロパン			○
p-ジクロロベンゼン			○
トルエン			○
キシレン			○

(イ) 測定頻度

1～2回／年

(2) 調査担当機関・分析担当機関

ア 長野県

調査担当機関は、測定対象井戸の所在地を所管する地域振興局環境担当課とする。  
分析担当機関は、民間委託とする。

イ 長野市及び松本市

調査担当機関及び分析担当機関は、それぞれ測定対象井戸の所在地を所管する市とする。

### (3) 測定方法

#### ア 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日環境庁告示第10号 最終改正 令和7年3月31日環境省告示第41号)

測定項目	環境基準値	報告下限値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L	JIS K0102 - 3 14.3、14.4又は14.5
全シアン	検出されないこと	0.1 mg/L	JIS K0102 - 2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6 (ただし、蒸留操作は装置にて行わない) の分析を行う方法又は、告示 <sup>※1</sup> 付表1 (蒸留操作は装置にて行う)
鉛	0.01 mg/L以下	0.005 mg/L	JIS K0102 - 3 13.2、13.3、13.4又は13.5
六価クロム	0.02 mg/L以下	0.01 mg/L	JIS K0102 - 3 24.3 (24.3.3及び24.3.7を除く。) <sup>※2</sup>
砒素	0.01 mg/L以下	0.005 mg/L	JIS K0102 - 3 20.3、20.4又は20.5
総水銀	0.0005 mg/L以下	0.0005 mg/L	告示 <sup>※1</sup> 付表 2
アルキル水銀 <sup>※3</sup>	検出されないこと	0.0005 mg/L	告示 <sup>※1</sup> 付表 3
PCB	検出されないこと	0.0005 mg/L	告示 <sup>※1</sup> 付表 4
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
クロロエチレン	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	平成9年環境庁告示第10号付表
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	0.0004 mg/L	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.01 mg/L	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.004 mg/L	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.002 mg/L	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2
トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.002 mg/L	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	0.0005 mg/L	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	0.0006 mg/L	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.0005 mg/L	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1
チウラム	0.006 mg/L以下	0.0006 mg/L	告示 <sup>※1</sup> 付表 5
シマジン	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L	告示 <sup>※1</sup> 付表 6 第 1 又は第 2
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	告示 <sup>※1</sup> 付表 6 第 1 又は第 2
ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2
セレン	0.01 mg/L以下	0.002 mg/L	JIS K0102 - 3 26.2、26.3又は26.4
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	0.04 mg/L	—
硝酸性窒素	—	0.02 mg/L	JIS K0102 - 2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8
亜硝酸性窒素	—	0.02 mg/L	JIS K0102 - 2 14.2、14.3又は14.4
ふっ素	0.8 mg/L以下	0.08 mg/L	JIS K0102 - 2 5.2及び5.3、5.2及び5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JIS K0170-6 6図2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) 又は5.2 (蒸留操作を行う場合には、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び5.5に定める方法
ほう素	1 mg/L以下	0.02 mg/L	JIS K0102-3 5.2、5.5又は5.6
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005 mg/L	告示 <sup>※1</sup> 付表 7 第 1、第 2 又は第 3

※1 昭和46年12月28日環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)  
 ※2 ただし、平成9年環境庁告示第10号別表の1又は2に掲げる場合にあっては、それぞれ1又は2に定めるところによる。  
 ※3 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合のみ測定する。

イ 人の健康の保護に関する要監視項目

(平成5年3月8日付環境庁水質保全局長通知 最終改正 令和7年6月30日環水大管発第2506309号)

測定項目	要監視項目 指針値	報告下限値	測定方法
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	0.006 mg/L	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	0.006 mg/L	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1※ <sup>1</sup> 付表1の第1又は第2
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	0.0005 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下	0.0003 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
オキシシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表2
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
EPN	0.006 mg/L 以下	0.0006 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
クロルニトロフェン (CNP)	—	0.0001 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
トルエン	0.6 mg/L 以下	0.06 mg/L	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2
キシレン	0.4 mg/L 以下	0.04 mg/L	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下	0.006 mg/L	通知1付表3の第1又は第2
ニッケル	—	0.001 mg/L	JIS K0102-3 18.4、18.5又はJIS K0102-3 4.5.3 (ただし、測定波長232.0 nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、JIS K0102-3 13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム (II) 溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)
モリブデン	0.07 mg/L 以下	0.007 mg/L	JIS K0102-3 27.2、27.3又はJIS K0102-3 4.5.3 (ただし、測定波長313.3 nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、JIS K0102-3 13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム (II) 溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)
アンチモン	0.02 mg/L 以下	0.002 mg/L	JIS K0102-3 21.2、21.3又は21.4
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下	0.00004mg/L	通知2※ <sup>2</sup> 付表2
全マンガン	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L	JIS K0102 - 3 15.2、15.3、15.4又は15.5 (必要に応じ試料を希釈)
ウラン	0.002 mg/L 以下	0.0002 mg/L	JIS K0102-3 30.2又は30.3
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	0.00005※ <sup>4</sup> mg/L 以下	0.3 ng/L	通知3※ <sup>3</sup> 付表1

※1 通知1：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」  
(平成5年4月28日環水規第121号 平成11年3月12日環水企第89号・環水管第69号・環水規第79号一部改定)

※2 通知2：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について (通知)」  
(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号)

※3 通知3：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について (通知)」  
(令和2年5月28日環水大発第2005281号、環水大土発第2005282号)

※4 PFOS及びPFOAの合計値とする。

## 5 調査結果の報告等

### (1) 調査結果の報告

#### ア 長野県

分析担当機関は、本計画に基づく調査結果を、別に定める様式により、結果が判明し次第速やかに調査担当機関及び水大気環境課に報告する。

#### イ 長野市及び松本市

調査担当機関は、本計画に基づく調査結果を、別に定める様式により、調査した月の翌月末までに水大気環境課に報告する。

### (2) 調査結果の記載方法等

#### ア 報告下限値

報告下限値は、「4－(3) 測定方法」の「報告下限値」欄のとおりとし、報告下限値未満の数値については、「報告下限値未満」（記載例「<0.005」）とする。

#### イ 桁数

(ア) 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。

(イ) 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

(ウ) 環境基準値が2物質の濃度の和とされている環境基準項目については、2物質の測定値の合計値を求めた後に、上記(ア)及び(イ)の桁数処理を行う。ただし、2物質の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

#### ウ 平均値の計算

(ア) 平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。

(イ) 個別の測定値が報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取扱い、平均値を計算する。

## 6 調査結果の公表

### (1) 環境基準の超過があった場合

調査担当機関は、概況調査において地下水の水質汚濁に係る環境基準を超える汚染が新たに判明した場合は、速やかに井戸の所有者、関係機関等への通知及び当該事案の公表について検討するとともに、汚染井戸周辺地区調査を実施し、汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に努める。

### (2) その他

水大気環境課は、令和8年度の調査結果をとりまとめの上、翌年度の6月末を目途に公表する。

## 7 調査地点

### (1) 調査地点数

#### ア 概況調査

調査区分	調査地点数			
	長野県	長野市	松本市	計
概況調査	23	8	概況 1 : 2 概況 2 : 5	38

#### イ 継続監視調査（再度汚染井戸周辺地区調査を含む）

調査区分	調査地点数			
	長野県	長野市	松本市	計
鉛	1 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
六価クロム	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
砒素	2 (5)	1 (1)	0 (0)	3 (6)
揮発性有機化合物	13 (28)	9 (9)	0 (0)	22 (37)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	21 (42)	0 (0)	4 (4)	25 (46)
ふっ素	1 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
ほう素	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)
計	38 (79)	9 (9)	6 (6)	53 (94)

※ 括弧内は測定井戸数

※ 調査地点・井戸には調査区分間で重複あり。

(2) 調査地点一覧

ア 概況調査 (38 地点)

(ア) 長野県 (23 地点)

調査番号	井戸コード	所在地	メッシュ番号	井戸深度(m)	浅・深井戸の別	用途	測定回数
8K-G-1	305-0060-000100	南牧村広瀬	5338-74-A	75	不明	その他	1
8K-G-2	303-0010-000200	小海町稲子	5438-03-B	不明	不明	その他	1
8K-G-3	309-0060-000100	佐久穂町高野町	5438-13-B	4	浅井戸	生活用水	1
8K-G-4	309-0110-000300	佐久穂町八郡	5438-13-D	5	浅井戸	生活用水	1
8K-G-5	203-3040-000300	上田市下武石	5438-31-D	不明	不明	その他	1
8K-G-6	203-1010-000800	上田市生田	5438-42-C	不明	不明	その他	1
8K-G-7	214-0080-001400	茅野市宮川	5338-71-A	80	深井戸	その他	1
8K-G-8	361-0010-002600	下諏訪町	5438-00-B	不明	不明	工業用水	1
8K-G-9	206-0120-000600	諏訪市中洲	5438-00-D	不明	不明	生活用水	1
8K-G-10	209-0100-000900	伊那市富県	5337-57-B	3	浅井戸	生活用水	1
8K-G-11	209-0100-001000	伊那市富県	5338-50-A	2	浅井戸	生活用水	1
8K-G-12	209-0240-000100	伊那市高遠町勝間	5338-50-B	NA	不明	生活用水	1
8K-G-13	209-0130-000100	伊那市手良中坪	5338-60-C	5	浅井戸	一般飲用	1
8K-G-14	215-0320-000600	塩尻市木曾平沢	5337-76-B	15	不明	生活用水	1
8K-G-15	215-0100-001100	塩尻市宗賀	5437-07-A	6	不明	生活用水	1
8K-G-16	215-0090-000800	塩尻市北小野	5437-07-B	6	不明	生活用水	1
8K-G-17	451-0020-000300	朝日村古見	5437-16-D	90	深井戸	水道水源	1
8K-G-18	220-0010-000900	安曇野市豊科南穂高	5437-37-A	15	深井戸	一般飲用	1
8K-G-19	521-0040-001000	坂城町坂城	5438-51-B	7	浅井戸	生活用水	1
8K-G-20	521-0010-000100	坂城町網掛	5438-51-C	8	浅井戸	一般飲用	1
8K-G-21	521-0060-000200	坂城町南条	5438-51-D	7	浅井戸	一般飲用	1
8K-G-22	543-0010-000600	高山村高井	5538-02-D	不明	浅井戸	生活用水	1
8K-G-23	211-0270-000400	中野市江部	5538-02-B	30	深井戸	生活用水	1

## (イ) 長野市 (8 地点)

調査番号	井戸コード	所在地	メッシュ番号	井戸深度(m)	浅・深井戸の別	用途	測定回数
8N-G-1	201_0870_000800	長野市赤沼	5538-02-Ca	NA	浅井戸	生活用水	2
8N-G-2	201_0150_000200	長野市大豆島	5438-71-Bd	NA	浅井戸	生活用水	2
8N-G-3	201_0600_000100	長野市松代町西条	5438-61-Bc	不明	浅井戸	生活用水	2
8N-G-4	201_6570_000100	長野市松代町柴	5438-71-Dc	NA	浅井戸	生活用水	2
8N-G-5	201_0050_000100	長野市川合新田	5438-71-Da	NA	浅井戸	生活用水	2
8N-G-6	201_5420_000800	長野市戸隠豊岡	5538-00-Dc	NA	浅井戸	生活用水	2
8N-G-7	201_0370_000100	長野市篠ノ井東福寺	5438-61-Ab	不明	不明	生活用水	2
8N-G-8	201_6140_000100	長野市信州新町上条	5438-60-Aa	1	浅井戸	生活用水	2

## (ウ) 松本市 (7 地点)

## a 概況調査 1

調査番号	井戸コード	所在地	メッシュ番号	井戸深度(m)	浅・深井戸の別	用途	測定回数
8M-G1-1	202-5080-000500	松本市中川	5438-40-C	0.0	浅井戸	一般飲用	1
8M-G1-2	202-5120-000200	松本市会田	5437-47-D	NA	不明	生活用水	1

## b 概況調査 2

調査番号	井戸コード	所在地	メッシュ番号	井戸深度(m)	浅・深井戸の別	用途	測定回数
8M-G2-1	202-5630-000900	松本市梓川倭	5437-27-Aa	50	深井戸	工業用水	1
8M-G2-2	202-0140-002100	松本市島立	5437-27-Ad	30	不明	その他	1
8M-G2-3	202-0140-002200	松本市島立	5437-27-Ba	NA	浅井戸	生活用水	1
8M-G2-4	202-0430-000400	松本市中山	5437-27-Bd	NA	不明	生活用水	1
8M-G2-5	202-0170-000200	松本市小屋南	5437-27-Dc	38	不明	工業用水	1

イ 継続監視調査（再度汚染井戸周辺地区調査を含む）

（53 地点 94 井戸）

（ア）長野県（38 地点 79 井戸）

調査地点	測定井戸					井戸 深度 (m)	浅・深 井戸の別	用途	調査 区分	測定項目及び回数						
	発端・周 辺の別	調査番号	井戸コード	所在地	メッシュ 番号					鉛	六価 クロム	砒素	揮発性 有機化 合物	硝酸性 ・亜硝 酸性窒 素	ふっ素	ほう素
佐久市長土呂	発端	8K-T-01	217-0090-000600	佐久市長土呂	5438-33-Da	10.0	浅井戸	一般飲用	継続					1		
	周辺	8K-T-02	217-0090-002100	佐久市長土呂	5438-33-Da	不明	不明	生活用水	継続					1		
川上村御所平	発端	8K-T-03	304-0060-000100	川上村御所平	5338-74-Ac	60.0	不明	一般飲用	継続					1		
	周辺	8K-T-04	304-0060-000300	川上村御所平	5338-74-Ac	不明	不明	生活用水	継続					1		
佐久穂町上	発端	8K-T-05	309-0070-000300	佐久穂町上	5438-13-Ba	不明	不明	生活用水	継続					1		
	周辺	8K-T-06	309-0070-000400	佐久穂町上	5438-13-Ba	不明	不明	生活用水	継続					1		
小諸市耳取	発端	8K-T-07	208-0120-000600	小諸市耳取	5438-33-Cb	不明	不明	生活用水	継続					2		
	周辺	8K-T-08	208-0120-000200	小諸市耳取	5438-33-Cb	不明	深井戸	生活用水	継続					2		
小諸市森山	発端	8K-T-09	208-0110-900200	小諸市森山	5438-33-Bc	10.0	不明	生活用水	継続					1		
	周辺	8K-T-10	208-0110-000400	小諸市森山	5438-33-Bc	10.0	不明	生活用水	継続					1		
佐久市布施	発端	8K-T-11	217-0550-000500	佐久市布施	5438-22-Db	7.0	不明	生活用水	継続					2		
	周辺	8K-T-12	217-0550-000300	佐久市布施	5438-23-Ac	不明	不明	その他	継続					2		
上田市上室賀	発端	8K-T-13	203-0270-000200	上田市上室賀	5438-41-Aa	NA	浅井戸	その他	継続					1		
	周辺	8K-T-14	203-0270-000300	上田市上室賀	5438-41-Aa	NA	浅井戸	その他	継続					1		
上田市本郷	発端	8K-T-15	203-0170-000100	上田市本郷	5438-41-Da	8.0	浅井戸	その他	継続					1		
	周辺	8K-T-16	203-0170-000300	上田市本郷	5438-41-Da	NA	浅井戸	その他	継続					1		
上田市上田原	発端	8K-T-17	203-0540-000200	上田市上田原	5438-41-Bd	NA	不明	生活用水	継続					1		
上田市国分	発端	8K-T-18	203-0010-000100	上田市国分	5438-42-Ac	9.0	浅井戸	生活用水	継続				1			
	周辺	8K-T-19	203-0260-000100	上田市踏入	5438-42-Ac	NA	不明	生活用水	継続				1			
青木村夫神	発端	8K-T-20	349-0010-000200	青木村夫神	5438-40-Db	6.0	浅井戸	その他	継続					1		
	周辺	8K-T-21	349-0010-000300	青木村夫神	5438-40-Db	NA	浅井戸	その他	継続					1		
青木村田沢	発端	8K-T-22	349-0030-000100	青木村田沢	5438-40-Db	NA	不明	生活用水	継続	1						
	周辺	8K-T-23	349-0030-000200	青木村田沢	5438-40-Db	NA	不明	その他	継続	1						
東御市和	周辺	8K-T-24	219-0020-000300	東御市和	5438-42-Bc	5.0	浅井戸	その他	継続					1		
東御市和	発端	8K-T-25	219-0020-000500	東御市和	5438-42-Bc	2.0	浅井戸	その他	継続				1			
	周辺	8K-T-26	219-0020-001000	東御市和	5438-42-Bc	NA	不明	生活用水	継続				1			
東御市加沢	発端	8K-T-27	219-0010-000100	東御市加沢	5438-42-Dd	NA	不明	工業用水	継続				1			
	周辺	8K-T-28	219-0010-000500	東御市加沢	5438-42-Dd	NA	不明	その他	継続				1			
岡谷市郷田	発端	8K-T-29	204-0200-900100	岡谷市郷田	5438-00-Ab	26.0	深井戸	生活用水	継続				1			
	周辺	8K-T-30	204-0190-000300	岡谷市大栄町	5438-00-Ab	20.0	不明	生活用水	継続				1			
岡谷市湊	発端	8K-T-31	204-0040-900900	岡谷市湊	5438-00-Ad	4.0	不明	生活用水	継続				1			
	周辺	8K-T-32	204-0020-900100	岡谷市天竜町	5438-00-Ad	50.0	不明	その他	継続				1			
岡谷市天竜町	発端	8K-T-33	204-0020-900200	岡谷市天竜町	5438-00-Ad	8.0	不明	生活用水	継続				1			
	周辺	8K-T-34	204-0280-900200	岡谷市中央町	5438-00-Ad	不明	不明	その他	継続				1			
岡谷市大栄町	発端	8K-T-35	204-0190-900100	岡谷市大栄町	5438-00-Ab	70.0	不明	工業用水	継続				1			
	周辺	8K-T-36	204-0030-900100	岡谷市東銀座	5438-00-Ab	18.0	不明	工業用水	継続				1			

調査地点	測定井戸					井戸 深度 (m)	浅・深 井戸の別	用途	調査 区分	測定項目及び回数					
	発端・周 辺の別	調査番号	井戸コード	所在地	メッシュ 番号					鉛	六価 クロム	砒素	揮発性 有機化 合物	硝酸性 ・亜硝 酸性窒 素	ふっ素
伊那市美篁	発端代替	8K-T-37	209-0010-001100	伊那市美篁	5338-60-Cc	NA	不明	その他	継続				1		
	周辺	8K-T-38	209-0010-000800	伊那市美篁	5338-60-Cc	4.0	不明	一般飲用	継続				1		
伊那市小沢	発端	8K-T-39	209-1030-000700	伊那市小沢	5337-67-Cd	38.5	不明	生活用水	継続				1		
	周辺	8K-T-40	209-1030-000600	伊那市小沢	5337-67-Cd	3.0	不明	生活用水	継続				1		
伊那市手良沢岡	発端代替	8K-T-41	209-0120-000600	伊那市手良沢岡	5338-60-Ac	6.0	不明	生活用水	継続					1	
	周辺	8K-T-42	209-0120-900200	伊那市手良沢岡	5338-60-Ca	6.0	不明	生活用水	継続					1	
駒ヶ根市赤穂	発端	8K-T-43	210-0090-008500	駒ヶ根市赤穂	5337-47-Bc	50.0	不明	生活用水	継続				1		
	周辺	8K-T-44	210-0090-008600	駒ヶ根市赤穂	5337-47-Bc	44.0	不明	生活用水	継続				1		
駒ヶ根市赤穂	発端	8K-T-45	210-0090-009000	駒ヶ根市赤穂	5337-47-Ab	NA	不明	生活用水	継続					1	
	周辺	8K-T-46	210-0090-009800	駒ヶ根市赤穂	5337-47-Ab	NA	不明	生活用水	周辺					1	
辰野町伊那富	発端	8K-T-47	382-0020-003100	辰野町伊那富	5337-77-Bd	NA	不明	工業用水	継続				1		
	周辺	8K-T-48	382-0020-003701	辰野町伊那富	5337-77-Bd	103.0	深井戸	工業用水	継続				1		
	周辺	8K-T-49	382-0020-003702	辰野町伊那富	5337-77-Bd	100.0	深井戸	工業用水	継続				1		
箕輪町福与	発端	8K-T-50	383-0040-000800	箕輪町福与	5338-60-Ac	6.0	不明	生活用水	継続					1	
	周辺	8K-T-51	383-0040-000300	箕輪町福与	5338-60-Ac	4.0	不明	生活用水	継続					1	
飯田市鼎西鼎	発端	8K-T-52	205-0090-002600	飯田市鼎西鼎	5337-26-Dc	33.0	深井戸	生活用水	継続				1		
	周辺	8K-T-53	205-0090-002500	飯田市鼎西鼎	5337-26-Dc	NA	不明	生活用水	継続				1		
高森町上市田	発端	8K-T-54	403-0040-000700	高森町上市田	5337-26-Bd	92.0	深井戸	生活用水	継続					1	
	周辺	8K-T-55	403-0040-003700	高森町上市田	5337-26-Bd	60.0	深井戸	生活用水	継続					1	
阿南町新野	発端	8K-T-56	404-0030-000300	阿南町新野	5237-75-Dd	5.0	浅井戸	生活用水	継続					1	
	周辺	8K-T-57	404-0030-001100	阿南町新野	5237-75-Dd	10.0	浅井戸	生活用水	継続					1	
阿智村伍和	発端代替	8K-T-58	407-0040-000500	阿智村伍和	5337-05-Bb	0.0	不明	生活用水	継続			1			
喬木村	発端	8K-T-59	415-0010-000800	喬木村	5337-27-Cc	6.0	浅井戸	生活用水	継続					1	
	周辺	8K-T-60	415-0010-003700	喬木村	5337-27-Cc	NA	不明	生活用水	継続					1	
豊丘村神稲	周辺	8K-T-61	416-0020-001300	豊丘村神稲	5337-27-Ac	0.0	浅井戸	生活用水	継続					1	
	周辺	8K-T-62	416-0020-001400	豊丘村神稲	5337-27-Ac	30.0	浅井戸	生活用水	継続					1	
	周辺	8K-T-63	416-0020-001500	豊丘村神稲	5337-27-Ac	62.0	深井戸	その他	継続					1	
	周辺	8K-T-64	416-0020-001600	豊丘村神稲	5337-27-Ac	NA	深井戸	その他	継続					1	
生坂村	発端	8K-T-65	448-0010-000200	生坂村	5437-57-Cd	3.0	不明	生活用水	継続					1	
	周辺	8K-T-66	448-0010-001000	生坂村	5437-57-Cd	NA	不明	生活用水	継続					1	
須坂市小島	発端	8K-T-67	207-0090-000400	須坂市小島	5538-02-Cd	70.0	不明	その他	継続						1
	周辺	8K-T-68	207-0010-000300	須坂市小河原	5538-02-Cd	15.0	不明	生活用水	継続						1
飯綱町黒川	発端	8K-T-69	590-0050-000100	飯綱町黒川	5538-01-Bb	16.0	浅井戸	生活用水	継続					1	
	周辺	8K-T-70	590-0050-000200	飯綱町黒川	5538-01-Bb	3.6	不明	生活用水	継続					1	
中野市江部	周辺	8K-T-71	541-0070-000400	小布施町都住	5538-02-Bc	135.0	深井戸	工業用水	継続			2			
	発端	8K-T-72	211-0180-000200	中野市新保	5538-02-Bd	38.0	深井戸	生活用水	継続			2			
	周辺	8K-T-73	211-0140-000200	中野市安源寺	5538-02-Ba	7.0	浅井戸	生活用水	継続			2			
	周辺	8K-T-74	211-0270-000200	中野市江部	5538-02-Bb	40.0	深井戸	その他	継続			2			

調査地点	測定井戸					井戸 深度 (m)	浅・深 井戸の別	用途	調査 区分	測定項目及び回数					
	発端・周 辺の別	調査番号	井戸コード	所在地	メッシュ 番号					鉛	六価 クロム	砒素	揮発性 有機化 合物	硝酸性 ・亜硝 酸性窒 素	ふっ素
中野市西条	発端	8K-T-75	211-0120-000100	中野市西条	5538-02-Bb	7.0	不明	生活用水	継続				1		
	周辺	8K-T-76	211-0120-000200	中野市西条	5538-02-Bb	15.0	不明	生活用水	継続				1		
	周辺	8K-T-77	211-0120-000300	中野市西条角割	5538-02-Bb	40.0	不明	その他	継続				1		
飯山市常盤	発端	8K-T-78	213-0120-001100	飯山市常盤	5538-23-Ac	NA	不明	生活用水	継続					1	
	周辺	8K-T-79	213-0120-000400	飯山市常盤	5538-23-Ac	5.0	不明	生活用水	継続					1	

## (イ) 長野市 (9 地点 9 井戸)

調査地点	測定井戸					井戸 深度 (m)	浅・深 井戸の 別	用途	調査 区分	測定項目及び回数						
	発端・ 周辺の 別	調査番号	井戸コード	所在地	メッシュ 番号					鉛	六価 クロム	砒素	揮発性 有機化 合物	硝酸性 ・亜硝 酸性窒 素	ふっ素	ほう素
長野市鶴賀緑町	発端	8N-T-1	201-0840-000700	長野市鶴賀緑町	5438-71-Ba	102	深井戸	生活用水	継続				1			
長野市南長野西 後町	発端	8N-T-2	201-0880-000300	長野市南長野西後町	5438-71-Ab	50	不明	工業用水	継続				1			
長野市南長野南 県町	発端	8N-T-3	201-1020-000200	長野市南長野南県町	5438-71-Ab	45	不明	生活用水	継続				1			
長野市南長野南 県町	発端	8N-T-4	201-1020-000300	長野市南長野南県町	5438-71-Ab	100	深井戸	工業用水	継続				1			
長野市石渡	発端	8N-T-5	201-1130-000100	長野市石渡	5438-71-Bb	不明	不明	生活用水	継続			1	1			
長野市南長野諏 訪町	発端	8N-T-6	201-1320-000100	長野市南長野諏訪町	5438-71-Ab	0	浅井戸	その他	継続				1			
長野市吉田	発端	8N-T-7	201-0680-000400	長野市吉田	5438-71-Bb	不明	不明	生活用水	継続				1			
長野市稲葉	発端	8N-T-8	201-0060-000100	長野市稲葉	5438-71-Bc	9	浅井戸	生活用水	継続				1			
長野市箱清水	周辺	8N-T-9	201-0090-000100	長野市箱清水	5438-71-Ba	不明	不明	生活用水	継続				1			

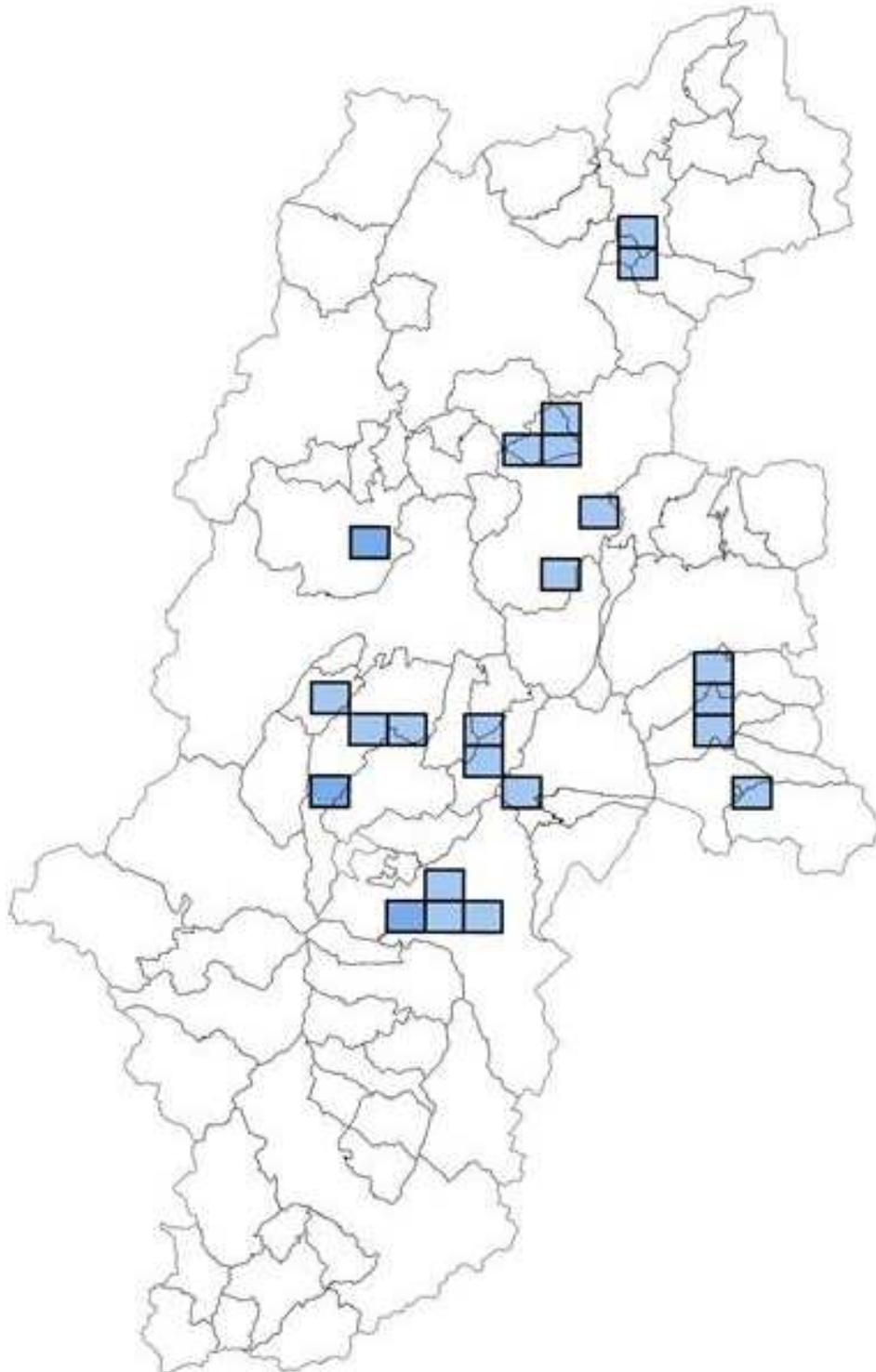
## (ウ) 松本市 (6 地点 6 井戸)

調査地点	測定井戸					井戸 深度 (m)	浅・深 井戸の 別	用途	調査 区分	測定項目及び回数						
	発端・ 周辺の 別	調査番号	井戸コード	所在地	メッシュ 番号					鉛	六価 クロム	砒素	揮発性 有機化 合物	硝酸性 ・亜硝 酸性窒 素	ふっ素	ほう素
松本市空港東	発端	8M-T-1	202-0330-000100	松本市空港東	5437-17-Ab	120.0	深井戸	その他	継続					1		
松本市稲倉	発端	8M-T-2	202-0320-000300	松本市稲倉	5437-37-Db	6.0	浅井戸	生活用水	継続					1		
松本市笹賀	発端	8M-T-3	202-0120-000400	松本市笹賀	5437-27-Cd	120.0	不明	工業用水	継続					1		
松本市神林	発端	8M-T-4	202-0280-000100	松本市神林	5437-27-Cd	60.0	不明	生活用水	継続					1		
松本市水汲	発端	8M-T-5	202-0310-000100	松本市水汲	5437-37-Dd	70.0	深井戸	生活用水	継続							1
松本市旭	発端	8M-T-6	202-0340-000300	松本市旭	5437-37-Dd	90.0	深井戸	生活用水	継続							1

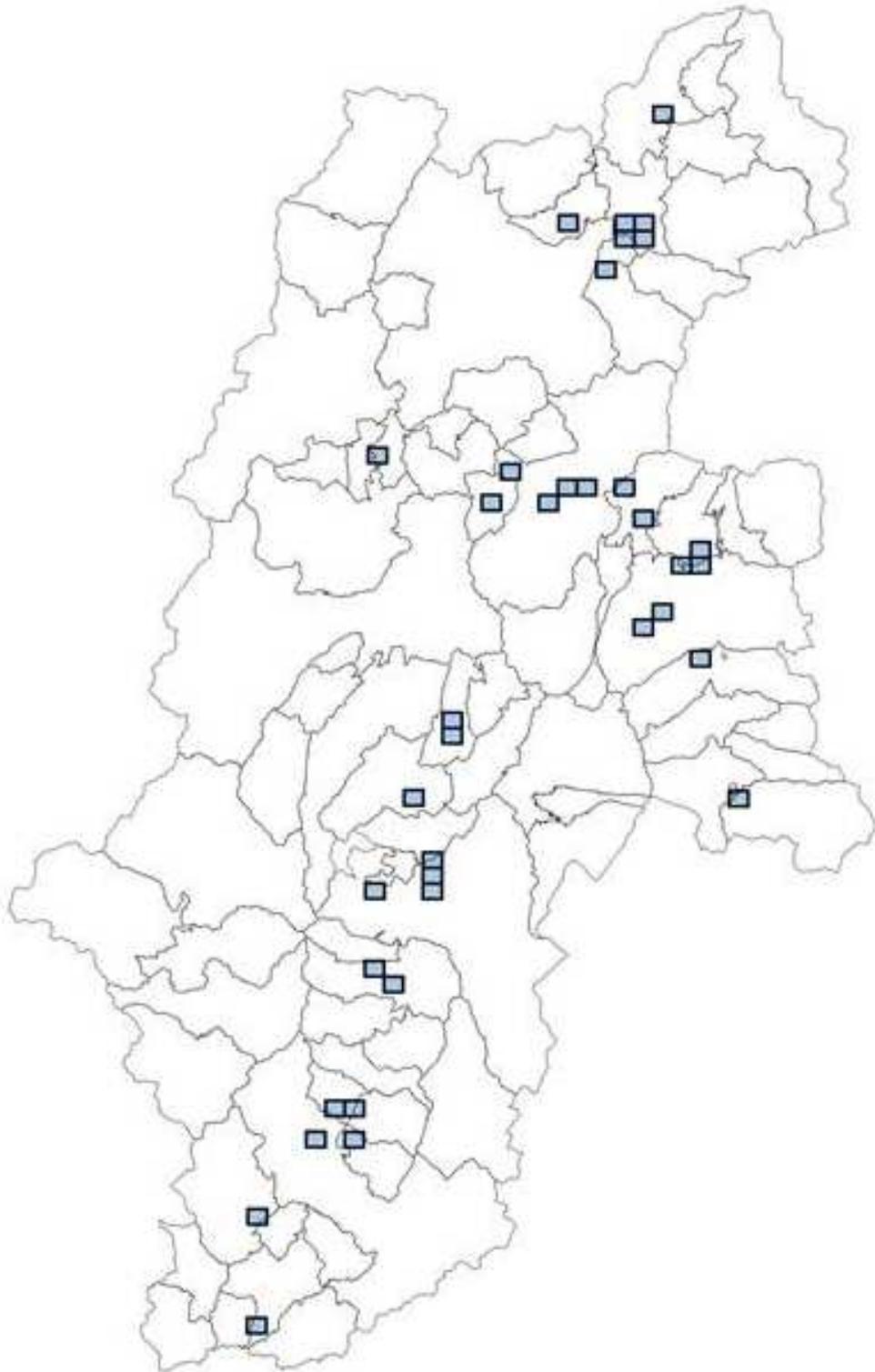
(3) 地下水質測定実施地点図

ア 長野県

(ア) 概況調査 (約5kmメッシュで実施)

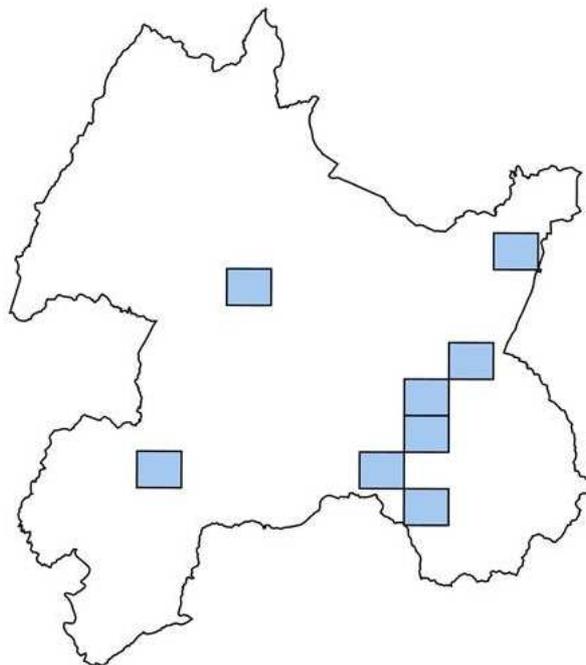


(イ) 継続監視調査

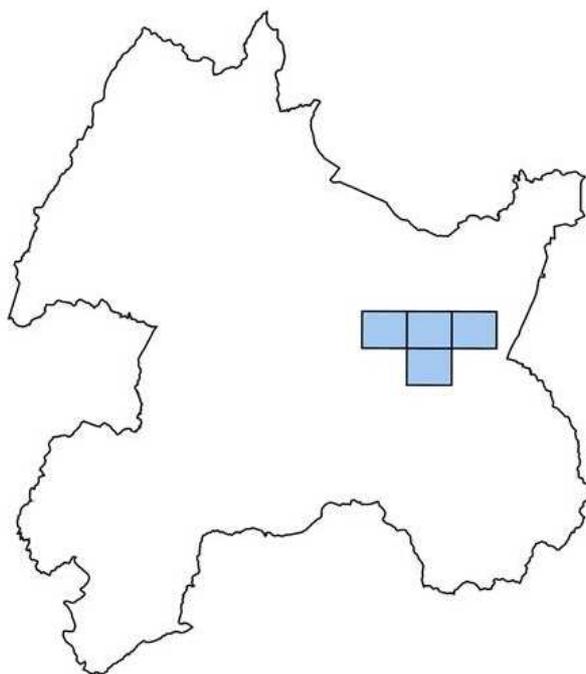


イ 長野市

(ア) 概況調査 (約 2.5km メッシュで実施)

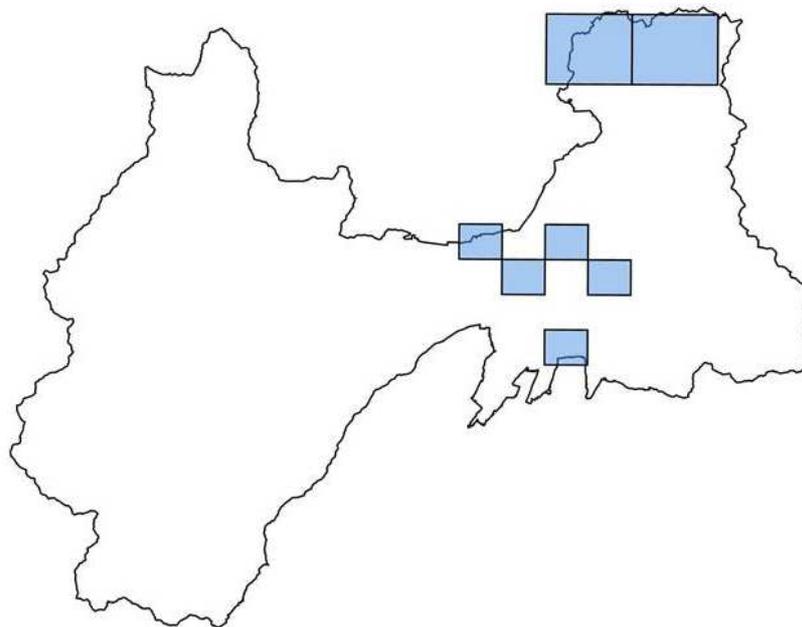


(イ) 継続監視調査



ウ 松本市

(ア) 概況調査 (概況調査1は約5kmメッシュ、概況調査2は約2.5kmメッシュで実施)



(イ) 継続監視調査

